

平成30年度準中型免許取得助成事業 実施要領

(公社) 全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、各都道府県トラック協会の会員事業者が、新たに運転者として採用した高等学校新卒者等の若年者に準中型免許を取得させる際の支援を行う。

2. 予算額

1億円

3. 助成対象

以下の準中型免許取得のために指定自動車教習所等にかかる費用

(1) 準中型免許の取得

(2) 5トン限定準中型免許の限定解除

※高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（平成29年度中）に、上記準中型免許を取得した場合も対象とする。

4. 助成額

上記(1) 40,000円を上限

上記(2) 25,000円を上限

※上記助成額にかかわらず、会員毎に上限を10万円とする。

※運転者が個人で準中型免許取得費用を支払った場合は、助成金を交付しない。

5. 実施期間

平成30年4月1日～平成31年2月28日

※上記期間内に取得したものであっても、予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

以上

準中型免許取得助成金交付要綱

平成29年3月24日 制定

平成30年3月14日 改正

公益社団法人 全日本トラック協会

(事業趣旨)

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて、地ト協会員事業者（以下「事業者」という。）が運転者として採用した高等学校新卒者等の若年者の準中型免許取得に対する支援を行う。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる経費は、次に掲げる準中型免許の取得のために指定自動車教習所等で要する費用とする。

- (1) 準中型免許の取得（以下「準中取得」という。）
- (2) 5トン限定準中型免許の限定解除（以下「限定解除」という。）

(助成額)

第3条 助成金は、事業者が別に定める要件を満たす従業員に準中取得もしくは限定解除に係る費用を負担した場合に、準中取得は4万円、限定解除は2万5千円を上限として交付する。

- 2 1事業者あたりの助成額の上限を10万円とする。ただし、国から助成金が交付されている場合、全ト協は助成金を交付しない。
- 3 従業員が個人で負担した費用については、全ト協は助成金を交付しない。
- 4 全ト協と地方ト協の助成金の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする地方ト協は、別に定める期日までに様式1「準中型免許取得助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）を全ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 全ト協は、前条に基づき実績報告及び助成金の請求があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、地方ト協に対して助成金を交付する。

- 2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第6条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(実施要綱等の提出)

第7条 地方ト協は本事業に係る実施要綱等を定め、あらかじめ全ト協会長に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成29年3月24日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

(附則) (平成30年3月14日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

準中型免許取得助成事業における助成金交付要件（第3条関係）

下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

- ① 当該事業者が、平成29年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ② 当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- ③ 当該運転者が、平成29年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得していること。
- ④ 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

以上

平成30年度準中型免許取得助成事業 留意事項

平成30年3月14日
公益社団法人全日本トラック協会

1. 助成対象について（交付要綱第2条関係）

準中型免許取得及び5トン限定準中型免許限定解除のために指定自動車教習所等に支払う料金を助成対象とします。指定自動車教習所等への通学費用や自動車運転免許試験場でかかる費用等は対象外です。

2. 助成額について（交付要綱第3条関係）

（1）費用負担

指定自動車教習所等から事業者あての領収証（会社負担分）の写しの提出を求め事業者が費用負担していることを確認してください。

なお、当該運転者が同免許の取得費用を支払った場合は、「指定教習所から免許取得者あての領収証」及び「免許取得者から事業者あての領収証」の写しを取得し確認してください。

（2）助成上限額

1会員事業者あたりの助成上限額10万円を超える申請はできませんので、申請時に確認してください。

3. 助成要件の確認方法について（交付要綱第3条の別紙関係）

（1）会員事業者社員、生年月日、採用年月日の確認

健康保険証コピーの提出を求め、会社名、生年月日、資格取得年月日等を確認してください。

（2）準中型免許取得年月日の確認

運転免許証のコピーの提出を求め、準中型免許取得年月日が平成29年4月1日以降であることを確認してください。

（3）助成金請求時に運転者として従事していることの確認

助成金請求時に直前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳のコピーの提出を求め、運転者として在籍していることの確認をして下さい。

4. 実績報告書及び助成金の請求について（交付要綱第4条関係）

（1）添付書類

確認書類の添付は求めませんが、各協会においては上記書類を取得してください。

また、実績報告書提出の際には、内訳書を添付していただきますが、内訳書については予算の管理を行う都合上、適宜担当者あてにメールにて送付してください。

実績報告書（様式1）は翌月10日までに郵送してください。

（2）助成対象となる期間

平成29年4月1日から平成31年2月28日までに取得した費用を助成対象とします。（高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（平成29年度中）に、準中型免許を取得した場合も対象とします。）

（3）実績報告書の提出期限

年度末の実績報告書の提出期限は、別途ご連絡いたしますが、予算に達した場合はその時点で申請受付を終了します。

以 上

準中型免許取得助成申請書

(一社)滋賀県トラック協会会長 様		申請年月日 平成 年 月 日 ※必ずご記入下さい	
事業者名	⑩	法人番号	
支店名・営業所名			
会社所在地	〒 -		
電話・FAX番号	電話 ()	FAX ()	
申請責任者	役職	氏名	
準中型免許取得者	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	平成 年 月 日生	年齢 歳
	採用年月日	平成 年 月 日	
	取得内容 (いずれかに○)	準中取得・5トン限定解除	
準中型免許取得年月日 (限定解除の場合は解除した日)	平成 年 月 日		
指定教習所等名称			
取得費用	円		
助成金申請額	円		
振込先 金融機関	金融機関名	銀行	支店
	ふりがな 口座名義		
	口座番号	普通・当座	
添付書類	1. 指定自動車教習所等に支払った費用の領収証の写し(会員事業者宛名) 2. 健康保険証の写し 3. 運転免許証の写し(取得後) 4. 在籍していることを確認するもの(本紙右上の日付から直前の勤務日) (運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳のいずれか1つの写し)		